

質問回答

NO.	質問	回答
1	各種資料にて記載を確認できなかったのですが、上限予算額は開示されますでしょうか。	本件は総合評価落札方式のため、上限予算額ではなく予定価格を設定しておりますが、当該予定価格の公表予定はございません。
2	別添5の評価基準表にて仕様書2(4)に関する配点が未記入となっております。また合わせて評価基準表にある「追加提案」が仕様書内には記載がないのですが、今回は追加提案も可能なのでしょうか。	別添 5 評価基準表において、仕様書 2.1）（4）に関する要求要件や配点等が設定されていないという趣旨でのご質問と思料しますが、当該仕様書項目については、要求要件・配点等を設定しておりません。 また、「追加的業務の提案」については、仕様書内において業務内容として記載はしておりません。事業者様からの追加的業務のご提案がある場合には、提案書にご提案内容を記載いただければと存じます。
3	入札説明書 7 （3）※4 にて「提案内容と実績等の根拠資料は別ファイルに分けること」と記載がございますが、根拠データは提案書とは別データで提出しても良いということでしょうか。 また、実績資料と根拠データ等は1つの資料にまとめてもよろしいでしょうか。	入札説明書 7 （3）※4 については、例えばpdfファイルでご提出いただく場合、提案内容と実績等の根拠資料はそれぞれ別のpdfファイルでご提出いただきたいという趣旨となります。 なお、基本的には、提出資料のご提出方法については揃えていただけますと幸いですが、事業者様側のご都合により、一部資料のみ別の提出方法となる場合は、ご対応いただける方法でご提出いただければと存じます。 また、実績資料と根拠データ等を 1 つの資料にまとめるか否かについてはお任せいたしますが、1 つの資料にまとめる際には、それぞれの資料・データが何の実績・根拠を示すものなのかがわかるようにしていただければと存じます。
4	契約書（仮）の第2条に記載の契約金額は落札金額という認識でよろしいでしょうか。 またその場合、同第8条に記載の下記の内容は、落札金額を契約締結後にご請求し、前払いでお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。 【契約書 8条】 「乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額(この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)の支払いを請求するものとする。」	契約書（案）第 2 条の契約金額については、落札金額（税込）となります。 また、同第 8 条については、同第 7 条もあわせてご確認くださいねと存じますが、請負者において業務の全部を完了した後、業務終了報告書を弊省にご提出いただき、弊省における検査に合格した後、契約金額の支払いをご請求いただけます。
5	仕様書 P.2 1）（1）①の記載事項 「デジタル広告（屋外広告及び交通広告（電車内ビジョンや駅構内サイネージ）を含む）を 2 回程度」について、別表1過去広告実績によると同時期に新宿駅と渋谷駅の交通広告を実施している。仕様書の定める2回というのは2駅と解釈してよいのか。それともタイミングを異なるものとして露出時期を2回設定するという意図か。	2 回は 2 駅ではなく、露出時期を2回設定することを想定しております。
6	仕様書 P.2 1）（1）①の記載事項 ・『デジタル広告（屋外広告及び交通広告（電車内ビジョンや駅構内サイネージ）を含む）を 2 回程度、Web 広告（記事広告、SNS・ビデオオンデマンド上のCM やバナー広告含む）を 6 回程度、ケーブルテレビ等での発信を 1 回程度、YouTubeCM を 2 回程度（各回30 秒程度を想定、CM 制作を含む（2 本））、地域を絞った新聞の折込チラシ等新聞広告を 1 回程度（東京23 区を想定）、効果的な時期・場所に、広告掲載を実施すること。広告の対象、内容や方法については、環境省担当官と協議の上、環境再生事業等の進捗状況を十分に踏まえたものとする。』とあるが、記載の回数は、出稿タイミングの時期を意味するか、もしくは出稿する媒体の数を意味するか？	出稿する媒体の数を意味するという認識で問題ございません。

7	仕様書 P.2 1) (1) ①の記載事項 「Web 広告（記事広告、SNS・ビデオオンデマンド上のCM やバナー広告含む）を6 回程度」について、別表1過去広告実績によると開始時期を変えて3媒体に記事広告を実施している。過去実績の2倍以上という目安水準を加味して仕様書では6回と記載しているという理解で齟齬ないか。またSNSやビデオオンデマンド上のCMやバナーというのは各記事広告への誘導ということになるか。その場合、例えば記事広告は過去同様に3回実施だが誘導量増加によりPVが過去実績の2倍ということも可能と考えるが、どのように解釈すればよいか。	過去実績の平均リーチ数の2 倍以上が今年度業務における平均リーチ数となる広告を想定しております。 なお、リーチ数とは関係なく、昨年度の2 倍の6 回程度の広告を想定しております。 誘導のためのみのバナー作成ではなく、記事広告等を作成し当該広告や環境省HPへの誘導の広告を想定しております。
8	仕様書 P.2 1) (1) ①の記載事項 デジタル広告のランディングページはどこを想定しているか？	環境省HPや作成された記事広告等を想定しております。
9	仕様書 P.2 1) (1) ①の記載事項 広告に使用できるSNSアカウントをすべてご教示ください。	X：ドジョウのつぶやき@福島【環境省公式】（@dojyosaisei） Instagram：ドジョウのつぶやき@福島【環境省公式】（@dojyosaisei） Youtube：環境省「福島、その先の環境へ。」 が広告に利用可能です。
10	仕様書 P.2 1) (1) ①の記載事項 出稿NGの媒体があればご教示ください。TikTokなど。	個別判断となりますが、TikTokは広告媒体に利用できません。
11	仕様書 P.2 1) (1) ①の記載事項 「ケーブルテレビ等での発信を1 回程度」について、これは別表1過去広告実績の共同通信による施策を指しているという解釈で齟齬ないか。	ご認識のとおりですが、あくまでも過去実績ですのでリーチ数はご参考いただきつつ、例にとらわれずご提案ください。
12	仕様書 P.2 1) (1) ①の記載事項 「地域を絞った新聞の折込チラシ等新聞広告を1 回程度（東京23 区を想定）」について、過去実績があるようなら実施概要（時期、部数、訴求内容など）をご教示いただけないか。また、この施策についても過去実績に2倍を目指すという認識でよいか。	今年度初めての施策ですので過去実績はございません。約130万部程度を想定しております。
13	仕様書 P.2 1) (4) 『広告素材の作成』について、提案時は何の記載がある想定でしょうか。	『広報素材の作成』については提案は不要です。
14	仕様書 P.2 1) (4) ・ランディングページのサイト更新も含むか？含む場合、年に何回程度でどのレベルの更新を想定しているか？	ライディングページのサイト更新は想定しておりません。
15	仕様書 P.3 1) (1) ③の記載事項 「「第3 回FUKUSHIMA NEXT」の環境大臣賞及び福島県知事賞の受賞者に関する広告の実施」について、ポスター掲出は過去どこに掲出して、今年はどこに掲出を予定しておりますでしょうか。また、デジタル広告の過去実績をご教示いただけないか。	昨年度は環境再生プラザや福島県庁など6 か所で掲示しておりました。今年度については昨年同様に想定しております。 当該事項におけるデジタル広告については今年度初めての施策となりますので過去実績はございません。
16	仕様書 P.3 2. 業務の内容 (1) メディア等を活用した国内向け広告等の実施 第3 回 FUKUSHIMA NEXTの発表時期は昨年同様の3月末の想定で問題ないか。	3 月に限らず年度末を想定しております。
17	仕様書 P.3 2. 業務の内容 (2) メディアに向けた情報発信の実施 昨年も同様の施策を実施している場合のニュースレターの内容を共有いただけないか。また、ニュースレターの内容については貴省からご提供いただく想定で問題ないか。	ニュースレターの内容を開示いたしますので資料閲覧に来庁ください。ニュースレターの内容については環境省担当官から提供する予定です。

18	仕様書 P.4 1) (4) の記載事項 「特定廃棄物の処理に係る広報素材の作成」とあるが、仕様書上では特に「クリーンセンターふたばのパンフレットの更新・印刷を行うこと」と記載されている。その他の広報素材の作成は本業務の範囲に含まれるか。	その他の広報素材の作成は想定しておりません。
19	仕様書 P.8 1. 報告書等の仕様及び記載事項 英語サマリーとは具体的にこういったものを想定されているか。	仕様書の定型文であり、本業務では特段関係ございません。
20	今年度すでに採択されており本業務と類似していると想定される「令和7年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた情報発信業務」「令和7年度環境再生事業等の理解醸成等に向けたイベント企画運営業務」との連携は本業務の中で検討する必要があるか。またこれらの業務の取組実績と公示時の仕様書を共有いただけないか。取組実績についてはまだ開示できないようであれば公示時の仕様書だけでも構わない。	基本的には「令和7年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた情報発信業務」や「令和7年度環境再生事業等の理解醸成等に向けたイベント企画運営業務」（他2業務）と直接連携する必要はございませんが、必要に応じて環境省担当官と協議の上、連携する可能性はございます。 他2業務の公示時の仕様書については開示いたしますので資料閲覧に来庁ください。なお、本業務の契約締結となった際は他2業務の取組実績の開示は可能です。
21	仕様書内に記載のある「令和7年度除去土壌等の福島県外最終処分等に向けた取組に関する全国的な理解醸成及び社会的受容性の段階的な拡大・深化に向けた現地見学会運営業務」の取組実績と公示時の仕様書を共有いただけないか。また、取組実績についてはまだ開示できないようであれば公示時の仕様書だけでも構わない。	「令和7年度除去土壌等の福島県外最終処分等に向けた取組に関する全国的な理解醸成及び社会的受容性の段階的な拡大・深化に向けた現地見学会運営業務」の公示時の仕様書については開示いたしますので資料閲覧に来庁ください。なお、本業務の契約締結となった際はご質問の取組実績の開示は可能です。
22	別表1 ・過去広告実績に記載のYouTubeCMについて、素材が視聴できるURLをご教示ください。	下記URLからご視聴ください。 https://www.youtube.com/watch?v=GG9z7BYBJdA https://www.youtube.com/watch?v=4_Aq8t5TFes
23	出稿NGの媒体があればご教示ください。TikTokなど。	個別判断となりますが、TikTokは広告媒体に利用できません。